

役員報酬・旅費（交通費）等に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人・巨玉会の定款二一条の規定により、理事ならびに監事（以下役員という）が、その職責を全うするため役務に従事した場合に支給する報酬・旅費（交通費）等について定めるものである。

（理事会の出席）

第2条 役員が、理事会に出席した場合は、1回につき以下の支払いを行う。

- ① 理事会の開催が2時間以内の場合は、1回につき 5,158 円
- ② 理事会の開催が2時間以上の場合は、1回につき 10,316 円
- ③ 報酬を辞退する場合はあらかじめ、申し出る。
- ④ 報酬の支払いの際には法定所得税（3.063%）を預かるものとする。
- ④ 交通費は実費とする。

（監事の監査出席）

第3条 監事が、監査報告書作成のため、監査業務に従事した場合は、1回につき以下の支払いを行う。

- ① 2時間以内の場合は、1回につき 5,158 円
- ② 2時間以上の場合は、1回につき 10,316 円
- ③ 但し、監事が弁護士の場合は弁護士事務所の規定による。
- ④ 交通費は実費とする

（理事会出席以外の報酬・旅費・交通費等）

第4条 役員が、第2条・第3条以外で、法人及び施設の運営のために、理事長（又は園長）の命を受けてその業務に当たった場合は、

- ① 1時間当たり 2,000 円を、報酬として支払う。
- ② 1時間を超える場合は1時間当たり 2,061 円を、報酬として支払う。
- ③ 交通費は実費とする。

（旅費・交通費の規準）

第5条 交通費とは、往復 200 km未満を対象にする費用をいい、それを超えるものを旅費という。

交通機関は、電車・バス・船舶・航空機等定期的に運行する普通車とする。

但し、業務の都合上、天災地変、その他やむを得ない事由により、順

路によることが出来ないときは、実際に経過した路線によって計算する。

② 順路とは、業務の遂行に必要な最も経済的且つ最短経路をいう。

(交通費の不払い)

第6条 講習会・研究会などに参加する場合、その会費の中に出席者の交通に相当するものを含むときは、当該交通費は支給しない。

② 当会以外より交通費の全部又は一部の支給を受け、又は、接待として受けた交通費がある場合は、その部分の交通費は支給しない。

(出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、出張旅費等を支給することが出来る。

② 旅費は、実費を支給する。

③ 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給する。

(適用除外)

第8条 本規則は、施設の職員を兼務する役員には適用しない。
但し、理事固有の業務に従事した場合は、この限りでない。

(改正)

第9条 本規則を改正する必要がある場合には理事会の議決を経なければならない。

付 則

1、この規程は平成16年4月1日より適用する。

2、この規程は平成19年5月26日一部改訂

3、この規程は平成23年5月28日一部改訂

4、この規程は平成29年6月17日一部改訂

平成 29 年 6 月 17 日
社会福祉法人巨玉会

平成 29 年度役員報酬限度額

平成 29 年度の役員報酬限度額を 150 万円とします。
但し、役員とは理事、監事のことであり、支給される報酬の合計額です。